

西区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)(平成27年12月末現在)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	「2015第31回にし人権展」企画運營業務	その他	セントラル映電株式会社	4,237,000円	平成27年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	訪問型病児保育(共済型)推進事業	その他	特定非営利活動法人ノーベル	2,238,150円	平成27年11月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

「2015 第 31 回にし人権展」企画運營業務

2 契約の相手方

セントラル映電株式会社

3 随意契約理由

人権展は、1983 年の大浪橋差別落書き事件を契機として、区民・行政が一体となって人権問題に取り組んできた歴史的経過を踏まえ、浪速・西・港・大正 4 区が採択した「あらゆる差別の早期撤廃と人権尊重のまちづくりをめざす区民宣言」の一層の周知を図ることを目的として、4 区共同で開催しているものである。

特に今回は、テーマを本市の人権施策の核である「ダイバーシティ（多様性の受容）」とし、社会情勢に応じた展示（連続差別事象や子ども・高齢者・障がい者の人権等）を充実させるとともに、若年層をはじめとする区民の方への広報を効果的に行い、様々な年齢層、立場の方の参加を促し、人権について総合的に考察する機会を提供することを目的としている。

そこで本業務には、創造性、企画力、経験、ノウハウ等の非定形的かつ高度な技術が要求されることから、学識経験者を選定委員とする公募型企画競争方式により委託業者の選定を行った。

セントラル映電株式会社は、公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

西区役所まち魅力創造課（電話番号：06-6532-9743）

随意契約理由書

1 案件名称

訪問型病児保育（共済型）推進事業

2 契約の相手方

特定非営利活動法人ノーベル

3 随意契約理由

本事業は、保護者が就労している場合等において、児童が病気の際に保護者による自宅での保育が困難な場合、事業者が保育者を自宅へ訪問させ、一時的にその児童を保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上に寄与することを目的としている。また、保護者が会費を拠出し、保育料に充てる共済型方式として実施し、区民の相互扶助を推進するとともに、最も病児保育サービスを必要としている常勤就労者等の実際のニーズにあったサービスを提供することを目的とした事業である。

本業務は、専門性を要する業務で、高度な知識・専門的な技術や対応力、ノウハウ・経験や応用力が要求される業務であるため、競争入札に適しないことから、公募型プロポーザル方式を採用する。公募型プロポーザルの導入により、行政にはない専門性・独創性のある事業提案が得られ、効率的により高い事業効果が得られることが期待されることより、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、特定非営利活動法人ノーベルの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、特定非営利活動法人ノーベルと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西区役所 保健福祉課（子育て支援） （電話番号06-6532-9948）